

かつしか 区議会だより

令和2年第4回定例会

11月	26日	本会議（一般質問等）
	27日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、文教） 議会運営委員会
	30日～12月3日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	4日	区議会議員協議会（全員協議会）
	7～9日	特別委員会（地域活性化・区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	11日	議会運営委員会
	14日	本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉、総務） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭あいさつ 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

No.247 令和3年（2021年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



矢切の渡し

都道環状七号線の青砥橋におけるエレベーター設置を求める意見書などを可決

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われました。
また、令和2年度一般会計補正予算（第7号）をはじめとする区長提出議案等19件と、

都道環状七号線の青砥橋におけるエレベーター設置を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案5件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

第4回定例会では次の意見書4件を可決し、関係機関に送付しました。
都道環状七号線の青砥橋におけるエレベーター設置を求める意見書

都道環状七号線の青砥橋は、本区青戸二丁目と高砂一丁目を結ぶ中川にかかる東京都管理の道路橋である。この橋には、両端に左右計4箇所（橋の垂直に上る階段と橋に沿って直線的なスロープ）が設置されている。高砂一丁目側の住民の多くは、通勤通学をはじめ、生活に必要なスーパーやコンビニ、病院等を利用する目的で、青砥駅周辺への行き来に、日常的にこの橋を渡っている。

しかしながら、青砥橋は地域住民にとって日常生活に密着した橋でありながらも数々の問題を抱えており、バリアフリーの改善が必要とされている多くの橋の中でも、この青砥橋は突出して早期の対策の必要性が高い。よって、東京都に対し、青砥橋におけるエレベーターの設置を早急に実現するよう強く求める。

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

東京都に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和3年度以降も継続すること。②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和3年度以降も継続すること。③商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和3年度以降も継続すること。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

政府に対し、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療を受けられるよう、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。①不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、ywtには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。②不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。③不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。④不育症への保険適用や事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

政府に対し、次の事項を実施するよう強く求める。①犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。②犯罪被害者等補償法を制定して犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。③犯罪被害者の誰もが事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。④性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。⑤地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。